

農地の利用状況調査(農地パトロール)を実施します

農業委員会からのお知らせ

上島町農業委員会では、9月から10月末にかけて町内の農地について農地パトロールを行います。各農地へ立ち入ることやお話を伺うこともありますが、ご理解とご協力をお願いします。

●農地パトロールとは？

「農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用状況について調査を行わなければならない」(農地法第30条第1項)となっています。

農地パトロールは①農地利用状況の確認②遊休農地の実態把握と発生防止・解消③違反転用の発生防止・早期発見を目的として行います。

●遊休農地とは？

遊休農地とは、一年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地や周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地のことです。

調査実施後、遊休農地であると確認された農地の所有者に対し、『農地利用意向調査』を送付しますので、ご回答をお願いします。

なお、農地法施行規則の改正により、以前意向調査した方も、遊休農地が解消していない場合は毎年調査の対象になります。

●農地を所有・耕作している方へ

農地の所有者や耕作者は「農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」(農地法第2条の1)と明記されています。

農地が荒れてしまうと、鳥獣害、ごみの不法投棄の原因になるなど、近隣の農地や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼしかねません。除草、病害虫防除など、農地の適正な管理をお願いします。

【上島町遊休農地再利用対策事業費補助金】

遊休農地を再整備し、新たに耕作する農業者に対して、重機等を使用する経費の一部を予算の範囲内で補助します。

○補助対象経費・・・3a以上の一団の農地で、重機等を使用し遊休農地を再整備する経費

○補助率、補助金上限・・・経費の2分の1以内、10aあたり上限6万円

ご存じですか？農地を転用する場合には農地法の手続きが必要です

●農地転用とは？

農地(畑・田)を農地以外(例：住宅、資材置場、駐車場、農業用施設の建設等)にすることを「農地転用」といいます。農地を転用するときは、農地法の転用許可(県知事の許可)が必要です。

ただし、自己所有農地に2a未満の農業用施設に供する場合は許可を要しないこととなっています。

●やめよう！農地の違反転用

許可を受けないで転用をしたり、許可を受けたとおりの転用をしなかった場合には罰則があります。知らないうちに無断で転用している農地はありませんか？農地を転用する場合は必要な手続きを取ってから行いましょう。

※農地を転用・相続・売買・贈与・貸借したい方は、まずは農業委員会にご相談ください。

●問い合わせ

上島町農業委員会 事務局
(岩城総合支所 農林水産課内)
☎75-2500 ☎75-2852



双葉俳壇二〇二〇回句集【岩城】

夕焼けの茜に染まる瀬戸の島 田中 華丘
立ち話袋の氷菓気にしつ 森崎 阿里
日中の体温下げしアイスバー 幸本 郁夫
夕焼けや水平線まで赤く染め 山元 征子
部活終へひと息つきしアイスクリーム 美濃部妃苗
野良仕事氷菓一気に流し込む 森本 伸子

夕日見る友イチオシの西部沖 松永田鶴子
大夕焼婚の決まりし案内状 おおゆうやけ
夕焼けやさざなみの浜影二つ 古林 幹枝
夕焼け空明日もきつと晴れるかな 辻村 大樹
履きなれし下駄を鳴らして夕納涼 金井 満積
田名後篁雨 田名後篁雨

「サイクリングしまなみ2026」開催にともなう
瀬戸内しまなみ海道(西瀬戸自動車道)の交通規制のお知らせ

「サイクリングしまなみ2026」の開催にともない、瀬戸内しまなみ海道本線(西瀬戸自動車道)が、下記のとおり通行止めとなります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

日時 令和8年10月25日(日)
区間 瀬戸内しまなみ海道本線(西瀬戸自動車道)

- 尾道大橋出入口～因島北IC 上下線
6:00～10:00(4時間)
※新尾道大橋は通行不可、尾道大橋は通行可
- 今治IC～因島北IC 上下線
6:00～12:40(6時間40分)

※規制時間中は、臨時フェリーをご利用ください。
臨時フェリーの詳細は、広報10月号でお知らせします。

問い合わせ サイクリングしまなみ実行委員会今治現地本部
(愛媛県東予地方局今治支局総務県民室内)
☎0898-23-3055 HP: <https://cycling-shimanami.jp>

